

< 別添 1 >

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示について（案）

平成 16 年 2 月 2 日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 49 号）による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく省令として、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条第 4 項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令」を制定することとする。

なお、同省令の施行期日は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律と同じ平成 16 年 4 月 1 日とする。

ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成 15 年政令第 530 号）の規定により、旧法に基づき届出がなされた新規化学物質の名称の公示については、従前の例によることとする。

< 省令内容 >

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号)第 4 条第 4 項の規定による新規化学物質の名称の公示は、同法第 4 条第 1 項第 5 号に該当するものである旨の通知をした日から 5 年程度経過した後に、行うものとする。